

議第48号

高島市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年6月1日

高島市長 福井正明

高島市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

高島市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例（平成26年高島市条例第40号）の一部を次のように改正す
る。

第42条第4項第1号中「第3項」の次に「（同法第73条第1項の規定
により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条第5項中「、次に
掲げるもの」を「次に掲げるもの」に、「連携協力を行う者」を「連携協力
を行う施設」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。